

## 総務委員会委員長報告書

平成30年3月19日

総務委員会に付託されました議案8件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第2号「平成29年度流山市一般会計補正予算（第5号）」について申し上げます。

本案は、社会資本整備総合交付金の交付決定額の変更に伴い事業費を補正するほか、決算的見地による補正等を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ9億5,133万9千円を減額し、予算総額を537億3,810万7千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 2点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、全体として概ね妥当だと思ふ。一般職の給与は増額になり、特別職及び議員の期末手当の改定は、予算の範囲内であり増額にならないため妥当と判断する。予算の流用は、市長の執行権の範囲ではあるが、補正予算を提出する機会は年4回あり、説明する機会があるので説明をしていただきたい。

業務委託については、今回も低入札が出ている。確かに、最低価格がないため一番低い価格に決めるということだが、特に、調査業務委託や設計業務委託など、人件費が非常に大きく占めるものは、ダンピングされると、働く人の賃金に大きく影響するので、その点で適正な入札であったのか十分に検討していただきたい。

2 3点要望し、賛成の立場で討論する。

学童クラブの整備や、流山おおたかの森駅自由通路管理事業等、入札価格が当初予算を下回る金額であったための減額など、予算の減額については評価するが、管理運営上の質の確保や委託内容の適正な実行には、十分留意すること。平成30年度には、障害者グループホームを確実に建設すること。つばさ学園の作業療法士確保に

については、今年度応募が無かった要因をしっかりと検証し、確実な確保に向けて取り組むこと。

3 2点要望し、賛成の立場で討論する。

本案は、歳入歳出とも決算的見地に立った補正であり妥当であるが、つばさ学園における作業療法士が確保できなかったことは残念である。

児童発達の専門知識を持つ作業療法士は希少であり、確実に確保するために、しっかりとした処遇の対策をすること。

また、事業者の努力で落札率が低かった新おおたかの森小学校区学童クラブ創設工事設計業務、小学校詳細診断業務については、工事完了までの間、総額が増大しないよう注意いただきたい。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号「平成29年度流山市一般会計補正予算（第6号）」について申し上げます。

本案は、国の平成29年度補正予算第1号に基づき、社会資本整備総合交付金及び公立学校施設整備補助金の内示があり、事業を前倒しして実施するもので、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3億5,303万8千円を追加し、予算総額を540億9,114万5千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 賛成の立場で討論する。

おおたかの森小中学校のエアコン整備については、地域住民から再三要望があり、これに寄り添ったものと評価し、感謝する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、人件費単価又は物価水準の変動に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に合わせて消防関係の手数料を引き上げるとともに、都市緑地法等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号「特定事業契約の変更について（小山小学校校舎建設等PFI事業）」について申し上げます。

本案は、小山小学校校舎建設等PFI事業に係る特定事業契約について、給食施設の維持管理及び給食食数の増加に伴う給食業務に関する費用の増加により契約の変更をするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

児童数増加に伴う必要な給食数を供給するための補正予算と認識している。アレルギー対応については、対応給食数が増える理由で対応が出来ないということが無いよう、しっかり対応いただきたい。

2 反対の立場で討論する。

我が党は、学校建設と管理運営を一体化した本事業に対して、公共サービスの市場化を促進するものとしてこれまで反対を表明してきた。今年で10年目となり契約期間の中間点まできたので、その評価をしていく必要がある。

この間、学校増築に伴う契約変更など、度々の契約変更が行われているが、社会状況が大きく変化する中で、このような長期の契約でいいのか、議会からすれば本事業は一括委託になっており、見えづらくなっていると考ええる。

我が党は、学校給食について自校直営方式が教育としての学校給食であり、食育を推進する上でも相応しいと考えている。

がありました。

採決の結果、5対1をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第3号「給与改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び議案第4号「流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」及び議案第5号「流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」並びに議案第6号「流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の以上4件は、関連がありますので、一括して審査したことを申し上げます。

議案第3号は、本市の一般職の職員に係る給料表、期末勤勉手当の支給月数、地域手当及び住居手当について関係条例の整備を行うものです。議案第4号は、給与制度の総合的見直しに伴う経過措置である現給保障の適用期間及び55歳を超える職員のうち、7級以上のものに対する給料等の1.5パーセント減額支給措置の適用期間を改正するものです。議案第5号は、常勤の特別職の職員及び教育長の期末手当の支給月数を改定するもので、議案第6号は、流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。

審査の過程における討論として、

1 議案第3号に賛成、議案第5号及び議案第6号に反対の立場で討論する。

初めに、議案第3号について、相次ぐマイナス人事院勧告、2012年度の公務員給与の大幅削減、2012年度からの公務員の退職手当の大幅削減を考えれば、職員給料やボーナスの増額は必要なものと考ええる。

次に、議案第5号について、市長、副市長、教育長のボーナスは、労働者とは一律に論じることとはできない立場にあると考ええる。多くの市民や中小業者がアベノミクスの格差拡大によって苦境にあえいでいること、そうした市民感情を考えれば、市長や副市長、教育長のボーナスの増額に充てる予算は、市民や中小業者を応援するために使うべきであると考ええる。

次に、議案第6号について、議員の期末手当が増額されるが、市長や副市長、教育長と同様に、議員もまた労働者とは一律・同列に論じることとはできない立場である。

まして、流山市議会是一般質問の質問時間を40分から30分に短縮する決定を行った。議会の役割を自ら切り縮めるものと言わざるを得ず、期末手当の増額とは市民にはとても言えない。

2 2点要望し、議案第3号及び議案第4号に賛成、議案第5号及び議案第6号に反対の立場で討論する。

本案は、人事院勧告に従い、一般職の給料月額を引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を引き上げるよう改正するものである。特別職については、人事院勧告を受けた一般職の改定に準じて改正するものであるが、特別職の給料体系は一般職員のような号給制ではないため、市民からすると一般職に準じること自体、違和感がある。

民間給与が上がっているからといって市長、副市長、教育長の特別職や議員の期末手当の支給月数についても引き上げるというのは理解が得られないと思う。

また、今までは自宅に係る住居手当が支給されていること、また、特別職に地域手当が支給されていることや当然の業務を行うのに特殊勤務手当が支給されている例なども残存しており、今後は精査し捻出した金額を人事評価制度で増減する勤勉手当に充てるなど職員のやる気が出るような制度に変えていただきたい。

さらには、非常勤職員が忌引きや結婚の休暇を取りやすくする規則改正についても、国に先んじて整備をしていただきたい。

3 1点要望し、4件の議案に賛成の立場で討論する。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準拠したものであり、変更にあたっての考察や手続きも妥当なものとする。

総勤務時間の短縮に向けた努力を継続いただきたい。

がありました。

採決の結果、議案第3号及び議案第4号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第5号及び議案第6号については、4対2をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。